

議案第9号

西脇市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定
について

西脇市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月24日

西脇市長 片 山 象 三

(理 由)

兵庫県福祉医療費助成事業実施要綱等の改正に伴い、西脇市福祉医療費助成条例を改正する必要があるため。

西脇市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例

西脇市福祉医療費助成条例（平成17年西脇市条例第109号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の規定に掲げる欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 (略) (1)～(17) (略) (18) 被保険者等負担額 当該医療に要する費用の額から次に掲げる額を控除した額をいう。</p> <p>ア 医療保険各法の規定により医療の給付を行う者（以下「保険者」という。）が負担すべき額（保険各法に規定する保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該支給又は給付の額を含む。） イ 医療保険各法以外の法令、条例、規則、規程等により国及び地方公共団体（保険者たる地方公共団体を除く。）又は独立行政法人の負担に關する給付の額</p> <p>(19)～(21) (略) (助成する医療費の範囲) 第4条 (略) (1) (略) (2) 重度障害者に助成する範囲は、重度障害者の疾病（重度精神障害者の精神疾患による疾病は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため の法律（平成17年法律第123号）第58条に規定する自立支援医療費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第3号に規定する精神通院医療に限る。次号において「自立支援医療費」という。）の支給を受けられる場合に限る。）又は負傷に 関して医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に 相当する額から次の額を一部負担金として控除した額とする。 ア・イ (略) (3) 高齢重度障害者に助成する範囲は、高齢重度障害者の疾病（第2条第2号</p>	<p>(定義) 第2条 (略) (1)～(17) (略) (18) 被保険者等負担額 当該医療に要する費用の額から医療保険各法の規定により医療の給付を行う者（以下「保険者」という。）が負担すべき額（保険各法の規約、定款、運営規則等により医療保険各法に規定する保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該支給又は給付を含む。）を控除した額（医療保険各法以外の法令、条例、規則、規程等の規定により国及び地方公共団体（保険者たる地方公共団体を除く。）又は独立行政法人の負担に關する給付が行われないときに限る。）をいう。 (新設) (新設) (19)～(21) (略) (助成する医療費の範囲) 第4条 (略) (1) (略) (2) 重度障害者に助成する範囲は、重度障害者の疾病（重度精神障害者にあつては、精神疾患による疾病を除く。）又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から次の額を一部負担金として控除した額とする。 ア・イ (略) (3) 高齢重度障害者に助成する範囲は、高齢重度障害者の疾病（第2条第2号</p>

ウに該当する者の精神疾患による疾病は、自立支援医療費の支給を受けられる場合に限る。)又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から次の額を一部負担金として控除した額とする。

ア・イ (略)

(4) (略)

2～4 (略)

ウに該当する者にあつては、精神疾患による疾病を除く。)又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から次の額を一部負担金として控除した額とする。

ア・イ (略)

(4) (略)

2～4 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に行われた医療に係る福祉医療費の支給については、なお従前の例による。